

令和 6 年千葉市教育委員会会議
第 6 回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和 6 年千葉市教育委員会会議第 6 回定例会会議録

日時 令和 6 年 6 月 26 日（水）

午後 2 時開会

午後 3 時 12 分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	教 育 長	鶴岡 克彦
	委員	小西 朱見
	委員	藤川 大祐
	委員	高津 乙郎
	委員	大山 尋美
	委員	大濱 洋一

出席職員	教 育 次 長	秋幡 浩明	学 校 施 設 課 長	堀 明德
	教 育 総 務 部 長	香取 徹哉	学 事 課 長	長谷川 信
	学 校 教 育 部 長	川名 正雄	教 育 指 導 課 長	八斗 孝之
	生 涯 学 習 部 長	齋木久美子	教 育 支 援 課 長	保田 裕介
	学校教育部参事（教育改革推進課長事務取扱）	松田 昌幸	保 健 体 育 課 長	太刀川 裕
	中 央 図 書 館 長	佐久間仁央	教育センター所長	細川 義文
	総 務 課 長	山田 利雄	養護教育センター所長	小谷 泰也
	企 画 課 長	望月 宏次	生涯学習振興課長	志保澤 剛
	教 育 職 員 課 長	川島 政美	文 化 財 課 長	君塚 常行
	教 育 給 与 課 長	吉野 嘉人	総務課総括主幹	酒井名菜子

書 記	総務課総務班主任査	猪飼 恭平	総 務 課 主 事	水落 梓
-----	-----------	-------	-----------	------

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全員の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
鶴岡教育長より大濱委員を指名
- 4 会期の決定
令和6年6月26日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定
報告第4号を非公開審議とする旨決定

7 議事の概要

(1) 報告事項

報告事項(1) 令和6年第2回千葉市議会定例会について

山田総務課長より報告があった。

報告事項(2) 令和7年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について

川島教育職員課長より報告があった。

報告事項(3) 月ノ木貝塚の国指定史跡の追加指定について

君塚文化財課長より報告があった。

報告事項(4) 加曽利貝塚出土土器の縄文原体圧痕について

君塚文化財課長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第117号乃至議案第165号 請願・陳情について

八斗教育指導課長より説明があった後、全会一致をもって、不採択と決した。

議案第166号 令和7年度使用中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択方針について

八斗教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第167号 令和7年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について

八斗教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第168号 令和7年度千葉市立千葉高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

松田教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第169号 令和7年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について

保田教育支援課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告事項

報告第4号 職員の人事について

川島教育職員課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 令和6年第2回千葉市議会定例会について

鶴岡教育長 報告事項(1)「令和6年第2回千葉市議会定例会について」、総務課長、説明をお願いします。

山田総務課長 報告事項(1)「令和6年第2回千葉市議会定例会について」報告します。

議案書の1ページをご覧ください。

初めに「1 会期」ですが、今定例会は、6月6日から6月21日までの会期で、議案質疑、教育未来委員会、一般質問などが行われました。

次に、「2 提出議案の審議状況」ですが、(1)及び(2)につきましては、教育未来委員会の審査を経て、6月21日の本会議において可決されました。

次に、「3 請願の審議状況」ですが、「公立小中学校・特別支援学校の給食費無償化と安心・安全な地元農産物の活用を求める請願」が市民団体より市議会に提出され、教育未来委員会及び6月21日の本会議において審議された結果、それぞれ不採択とされました。

次に、「4 議案質疑・一般質問」ですが、まず「(1) 議案質疑」につきましては1人から通告があり、教育委員会に関する質疑が行われ、教育次長が答弁をしました。

最後に、「(2) 一般質問」ですが、34人の議員から通告があり、うち11人が教育委員会に関する質問を行い、教育次長が答弁をしました。主な質問の内容は記載のとおりです。

千葉市議会定例会についての報告は以上です。よろしくお願い

いします。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

報告事項(2) 令和7年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について

鶴岡教育長 続きまして、報告事項(2)「令和7年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について」、教育職員課長、説明をお願いします。

川島教育職員課長 報告事項(2)「令和7年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について」報告します。

議案書3ページをご覧ください。

初めに、「1 志願状況」の「(1) 内訳」です。大学3年次等に受験できる「ちば夢チャレンジ特別選考」を除いた今年度の志願者数ですが、小学校志願者数は1,279人で昨年度から193人減、中学校と中高共通枠で志願者数は2,386人で221人減、高等学校志願者数は138人で6人減、特別支援教育志願者数は326人で18人減、養護教諭志願者数は387人で42人増、栄養教諭志願者数は44人で7人増となりました。志願者数合計は4,560人となり、昨年度より389人減となっています。

次に、志願倍率ですが、「ちば夢チャレンジ特別選考」の志願者数を除いた倍率としており、小学校志願倍率は1.6倍、中学校及び中・高共通志願倍率は2.8倍、特別支援教育志願倍率は2.7倍、養護教諭一般選考志願倍率は6.1倍となりました。志願倍率合計は2.4倍となり、昨年度より0.5ポイント減となっています。

なお、昨年度から実施しております受験区分として、大学3年次等に第1次選考を一部受験することができる「ちば夢チャレンジ特別選考」枠を設けておりますが、志願者数は1,386人で、昨年度より647人増となっています。

次に、「(2) 会場別志願状況」ですが、盛岡会場、名古屋会場と、昨年度から新たに会場となった兵庫会場は、今年度受験教科を拡大しました。県外会場の受験者数は521人となり、昨年度より31人増となっています。

最後に、「2 今後の日程」ですが、第1次選考は7月7日(日)、第2次選考は小学校以外の志願者が8月17日(土)から19日(月)、小学校及び特別臨時的任用講師特例選考の志願者が8月

23日（金）から25日（日）、最終合格発表は10月中旬を予定しています。

説明は以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。これは私ども教員養成教育に関わる者としても大変重要な点だと思っております、今回のご説明を重く受け止めております。

特に小学校、中学校、高等学校の志願者数が思ったより伸びず、結果的に志願倍率がかなり下がっているということで、懸念を抱いています。ただ、詳しいデータなどを拝見すると、現役学生の志願者数はあまり変わっていない。これは過年度卒業生といえますか、免許を持っている方で、もう既に大学を卒業した方などの受験者が非常に減ったと聞いています。

ということは、これまでですとなかなか採用試験に受からずに教員を目指していた既卒者が多かった中で、最近採用試験で多く採用していることもあって、教員を志望しながらまだ受かっていない人があまり残っていないことの反映とと思っています。

このような分析をしつつ、今後何が必要かということについて、ぜひいろいろとご検討いただきたいのですが、私からは2つ申し上げたいと思います。

1つは、この低い倍率の中で採用された来年度の新卒者について、いかに辞めずに残ってもらえるかについての検討を改めてお願いしたいということです。

例えば、4月1日に採用になって4月5日とか6日の段階で、もう子どもが来るという状況、しかも小学校で学級担任を持つような状況ですと、これはかなり準備が厳しいわけです。本当に4月5日や6日に学校を始めなければいけないのかというのは重要な論点でありまして、これは規則改正等も検討しなければいけないところだとは思いますが、もう何日かだけでも余裕があれば、落ち着いて新年度を迎えられると思うのです。

今非常に厳しい中で、準備もままならない中で子どもを迎えなければならないということで、新卒者の学級担任の方、特に小学校の方は、非常に辛いスタートをしなければいけないということがあります。このようなことまで含めて、新卒の方でこれまでほどは鍛えられていないかもしれない方々が、どうやって生き残れるかということを真剣に考えなければいけないということが、

もう差し迫った状況にあると考えます。

もう1点、教育実習へのご理解、ご協力を、改めて現場の先生方をお願いしたいということです。教育実習に行った人たちが実際に教員になるかどうかというのは、これからの教員不足の状況を取り切れるかどうかに関わっています。

従来であればやや厳しく指導してもらって、教育実習生で結果としてあまり教員に向いていないなと思う人は諦めてもらうということでも、特に問題なかったと思うのですが、今は迷っているような人たちが自分にもやれるかもしれないと思って教育実習を終えて、何とかチャレンジしていくようにしていかないと、なかなか教員を確保することが難しくなっているのだと思います。

この辺の状況の変化について、できたら教育実習を受け入れている各学校の教員に理解をもらって、何とか、厳しめの指導よりは育てる指導ということで、教育実習で指導してもらう、さらに、教員の背中を見て学生たちも教員になるかどうか決める場所がありますので、教員ができるだけ働き方改革を進めてもらって、そんなに無理をせずにしっかりと仕事ができる姿を見せてもらうというようにして、教育実習の場を次の世代の教員確保の場に、みんなで考えていくことが必要だと思うのです。そのくらい差し迫った状況に、もう来ていると思っています。

今お話ししたことはあくまでも例でして、恐らく教育委員会の職員、あるいは教員にも様々な知恵があると思うので、この状況を踏まえて何ができるのかということについて、ぜひ様々なレベルで検討してもらい、できることは何でもやるということで、この厳しい状況を何とか乗り切れるように一緒にやっていけたらと思いますので、よろしくお願いします。

鶴岡教育長 見解はございますか。

川島教育職員課長 まさに喫緊の課題と認識しているところです。他県、他市の状況も入手しながら、教員の質の担保のために、教員に対する研修等々を工夫していきたいと考えているところです。

併せまして、働き方改革、こちらのほうも引き続き進めていくことによって、若年層の教員が辞めてしまうことがないように、対応を考えていきたいと思っています。以上です。

藤川委員 よろしくをお願いします。

鶴岡教育長 教育実習の観点ではどうでしょうか。

細川教育センター所長 教育実習の観点からしても、やはり将来の仲間を育てるという観点で、学校では面倒を見てほしいということは話をしているので、引き続き行っていきたいと思います。

藤川委員 よろしくをお願いします。

鶴岡教育長 ぜひ現場で、「教員とはすばらしいものなんだ」という姿勢を実習生に見せたいなと思いますので、よろしくお願いします。

高津委員 ご説明ありがとうございました。私も教員であっただけに、少し心配をしています。

まず、募集人員が昨年よりも増えています。志願倍率だけが全てではないのですが、これから先、例えば募集人員が少なくなってくれば、よりよい教員志願者がとれると思いますので、今後の募集人員がどうなっていくのか、それを聞かせてください。

それから、7月7日に第1次選考がありますが、新聞によると、早いところでは5月が2県、あるいは6月に実施ということで、今後、もちろん千葉県との打合せになるかと思うのですが、選考の日程等についてどのように考えるか、その2点をお願いします。

川島教育職員課長 まず1点目ですが、千葉県、千葉市全体で想定される児童・生徒数や学級数の増減、退職者数の推計から、総合的に判断をしているところです。昨今の少子化、あるいはそのような社会状況を考えていくと、統廃合等々で採用を激減させている地区もあるということをご承知おきいただきたいと思います。

2点目です。こちらに関しては、現状としては、試験日程について、文部科学省が取り組んでいることは承知しているところですが、千葉市では、千葉県と採用選考を合同実施していることに加えて、1都3県5市で協議日程を設定しているところです。

次年度の日程につきましては、この場では申し上げられませんが、検討を進めているというところだけお伝えします。

以上です。

高津委員 ありがとうございました。

大濱委員 ご説明ありがとうございました。私が少し気になったことは、「ちば夢チャレンジ特別選考」というのが令和5年度から始まったわけです。先ほどお話を伺ったところ、600人くらい増えたということで、ほぼ倍増くらいということです。

それで、「ちば夢チャレンジ特別選考」の内容について聞きたいと思います。つまり志願者が何人いて、そして合格者が何人いて、二次選考に進んだ方が何人いたということを知りたいのです。

が、その辺りはいかがでしょうか。

川島教育職員課長 昨年度の「ちば夢チャレンジ特別選考」での合格者が466人です。本年度、そのうち志願した学生の数が404人ですが、概算しますと86.7%という状況です。こちらが受験志願状況で、第2次選考で合格できるかどうかは、この1年間の頑張りによると考えています。

大濱委員 そうですね、まだこれからということになりますよね、第2次選考が始まるのは。私が気になるのは、大学3年生が本当に教員を目指してチャレンジしているのかというところでして、とりあえず受けられたら受けてみて、もし受ければという考え方を持っているのか、その辺りのところは、今後のことになるのだろうと思いますけども。

良い試みだとは思いますが、実際に今後見ていってどの程度の学生がそのような意識があるのか、とりあえず受けてみようという方が多いのか、最初から3年生になってもう受験しようという意欲がある方が多いのか、その辺りが少し気になったところでして、今後を見ていかないといけないとは思いますが。

鶴岡教育長 千葉大学をはじめ、諸大学にお力添えいただかないといけないですね。

藤川委員 少しその件についてよろしいですか。大学で指導している感触を申し上げますと、昨年度は夢チャレンジが発表されてすぐ試験だったので、準備ができていない学生が多くて、受けている人もバタバタで受けています。受けていない人も結構多いので、昨年度の状況はかなり特異な状況だと思っています。

今年度につきましては、かなり意欲のある学生は受けていると感じています。実際数も相当増えています。真摯にこの千葉県、千葉市で教員になろうと思う者が多めに受けているだろうというくらいの感触はあります。

ただ、3年の夏の時期以降1年経つと、その間に教育実習等が普通あるわけで、本学でもありますけれども、ここで考えが変わる者が結構います。なので、今回86.7%しか志願していないという話ですけれども、これはもしかすると今後もこういう数字になる可能性はあるのかもしれないと少し感じて、お話を伺って心配になっています。

先ほども申しましたように、教育実習というのが学生の気持ちを高める機能もありますし、逆の機能もあるので、教育実習で

変化するという学生も多いです。教育実習を経て変わるということは、十分あり得ると考える必要はあると思って伺いました。
以上です。

報告事項(3) 月ノ木貝塚の国指定史跡の追加指定について

鶴岡教育長 続きまして、報告事項(3)「月ノ木貝塚の国指定史跡の追加指定について」、文化財課長、説明をお願いします。

君塚文化財課長 報告事項(3)「月ノ木貝塚の国指定史跡の追加指定について」説明します。

議案書の5ページをお願いします。

まず、千葉市には特別史跡加曽利貝塚のほかに4件の国指定の史跡があります。そのうち中央区仁戸名町にある月ノ木貝塚につきまして、6月24日に開催されました国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経まして、同審議会が文部科学大臣に追加指定の答申を行いましたので、報告します。

月ノ木貝塚ですが、議案書6ページの別添1の図、黒丸が付いている部分ですが、千葉東ジャンクションから南東へ1キロほどの場所に位置しています。縄文時代中期から後期にかけて形成されました、東西150メートル、南北200メートルの大型貝塚を伴う集落遺跡です。昭和53年3月16日に国の史跡に指定されています。

今回追加指定に至った経緯ですが、令和4年2月に、史跡指定地の北側隣接地での宅地造成計画を把握したことに始まります。計画地内に未指定の貝塚の一部が含まれていることから、事業計画の変更と史跡の追加指定について事業者と協議を行い、その結果、貝層が残る範囲について事業計画地から除外し、史跡に追加指定することで、事業者の同意を得ることができました。その後、今年2月2日付けで、本市から文部科学大臣宛に追加指定の意見具申を行いました。

今後、秋頃に官報告示を経まして追加指定される予定ですが、議案書7ページ、別添2の図の赤枠内の631.58平米が新たに指定地に追加され、合計面積は、青枠内と合わせて1万7,920.71平米になります。

月ノ木貝塚の現況ですが、史跡整備用地として文化財課が管理しており、年2回の草刈り、清掃及び見回りを実施しており、また緑地として市民に開放しています。なお、今回の追加指定の

答申があった範囲は、斜面になっている未利用の民有地と未舗装の道路敷になっています。今後、追加指定の答申対象地の公有化や史跡全体の整備・活用に向け、検討を進めて参ります。

報告事項3についての説明は以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

大山委員 ご説明ありがとうございました。緑地として市民に開放しているということですが、今まで、グラウンドゴルフで使っていて、それを多分、今回の追加指定で使えないようになったかと思うのですが、今後も緑地として使うだけで、グラウンドゴルフ等は不可ということなののでしょうか。

君塚文化財課長 グラウンドゴルフとして使えなくなったというのは最近のことでしょうか。

大山委員 そうです。

君塚文化財課長 そうですか。すみません、その点については確認ができておりません。申し訳ございません、確認した上で改めてのご報告したいと思います。

大山委員 緑地としては多分使えるのでしょうか。

君塚文化財課長 お子さんたち含めて、自由に遊んでいただけるようにはなっているものですが、失礼しました。斜面の下の部分ですかね。

大山委員 はい。そうですね。

君塚文化財課長 図面で言うと上の北側の赤い部分、そこにつきましては宅地造成が進んでいまして、これから家を建てるような予定になっていますので、その部分につきましては史跡範囲外、市の保有地ではありませんので、グラウンドゴルフとしては使えなくなるかと思えます。大変失礼しました。

大山委員 ありがとうございました。

大濱委員 今回の答申対象地は630平米で、そのうち民有地が229平米ということで、3分の1近くが民有地なわけですね。その民有地についての取扱いというのはどのようになるのでしょうか。

君塚文化財課長 現在の月ノ木貝塚の指定地ですが、東京電力の鉄塔用地を除き、全て市有地になっています。今回追加指定の答申にあった民有地につきましても、来年度以降、まずは公有化をすることの協議を進めて参りたいと思います。その後に、史跡としてどのような整備・活用をしていくか検討していく予定です。

大濱委員 公有化をしていくということですが、その辺りの目途が立

っているのでしょうか。

君塚文化財課長 事業者とも、その辺りについては少しずつ話を進めているところですよ。

藤川委員 すみません、貝層確認範囲ということと指定範囲の関係について伺いたいのですが、別添2の図の下側の方からいきますと、左下のところに少し青い線が赤い範囲の中に食い込んでいて、青い線の外に赤い範囲がありますよね。これは右のほうにも赤い範囲がはみ出している箇所がありますが、こういうのがあるのはどう考えたらいいのかというのと、逆に今回の新たに指定された範囲の赤い細いところですが、北側上のほうは特に貝層確認範囲というふうになっていないのですが、なっていないけれど何か出たという話なのか、貝層確認範囲と指定範囲との関係で、ぱっと見て一致していないようなところが見受けられます。

指定範囲が広いのであれば分かるのですが、そうではないところもあるので、この辺りの一致していないように見えるところについて、よろしければ説明をお願いします。

君塚文化財課長 青い範囲の外の赤い部分は、貝層の範囲ではあるのですが、民有地ということで、その所有者の方の同意が得られない場合は、史跡として指定できないような状況になっています。

赤い部分、細長い部分がありますけども、その部分については今までいわゆる赤道ということで、市で管理はしていたのですが、今回きちんと地番を振って市で管理をして、史跡として範囲を広げて指定をつけるということです。

藤川委員 北側も何か出てきたのでしょうか。赤い細長いところのL字型のあたりは、貝層確認範囲に入っていないと思うのですが。

君塚文化財課長 特には出てきてはないと思いますけども、ただ、青い部分として既に史跡として指定していますので、そこの部分に新たに加えるような形で、史跡の範囲を広げるというような形で。

藤川委員 この理由が知りたいのですが。

鶴岡教育長 これは等高線からすると、崖のところですよ。

君塚文化財課長 崖です。宅地造成中の場所が崖の下になっていりまして、いわゆる斜面になっている部分ですね。

藤川委員 斜面を指定したということですか。

君塚文化財課長 はい。

鶴岡教育長 土地利用ができないという感覚ですかね。

藤 川 委 員 斜面が使えない、民間で勝手に使わないようにということで指定しているということによいですか。

君塚文化財課長 はい。

藤 川 委 員 分かりました。

報告事項(4) 加曽利貝塚出土土器の縄文原体圧痕について

鶴岡教育長 報告事項(4)「加曽利貝塚出土土器の縄文原体圧痕について」、文化財課長、説明をお願いします。

君塚文化財課長 報告事項(4)「加曽利貝塚出土土器の縄文原体圧痕について」説明します。

議案書の9ページをお願いします。

千葉市では、特別史跡加曽利貝塚の出土資料について、新たな視点での分析・研究を進めています。このたび土器圧痕調査で新たな発見があり、今年5月に千葉大学で開催された第90回日本考古学協会総会で研究発表を行い、5月28日から加曽利貝塚博物館でその成果を初公開しましたので、報告します。

土器圧痕調査は全国各地の博物館や埋蔵文化財調査センター等の収蔵庫に眠る大量の土器を一点一点観察して、土器についた圧痕を見つけるものです。

土器に残る圧痕は、土器づくりの過程で植物の種や実、昆虫などが粘土の中に混入し、土器を焼いた際に焼け落ちて空洞になったもので、その形を顕微鏡で詳しく観察することにより、混入したものの種類を特定することが可能となっています。

本市では平成27年から加曽利貝塚の出土土器でこの調査を進めており、これまでにマメやシソ、アサなどの植物や、コクゾウムシなどの圧痕が見つかっています。そして、このたび特に注目される事例として、縄文土器の縄目の文様をつけるときに使われた「縄文原体」と呼ばれる道具の圧痕が見つかりました。この縄文原体の圧痕の発見は、全国で2例目となっています。

9ページ右下の写真、丸で囲ってある部分ですが、この細長い穴にシリコンを注入して型を取ったところ、10ページ右側の写真にある圧痕を採取することができました。右側の白いものです。

さらに詳しく調べるために、CTスキャンで撮影し3次元化したものが、10ページ左側の写真です。長さ約6センチほどの縄で、その形状から土器づくりの道具「縄文原体」と見られます。

縄の材質はアサなどの植物繊維の可能性があり、今後詳しく調べる予定であります。参考として、アサで復元したものが中央の写真となります。

研究成果につきましては、「日本考古学協会研究発表関連展示」と題して、現在加曽利貝塚博物館で9月22日まで展示公開しています。

なお、第5回定例会でも報告しましたとおり、今年度は加曽利貝塚発掘100周年であることを記念して、各種事業を、加曽利貝塚博物館や生涯学習センターで開催する予定です。

報告事項（4）についての説明は以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

大濱委員 この議題に直接関係するわけではないのですが、加曽利貝塚について少しお伺いしたいことがございます。

実はちょうど20年くらい前ですかね、加曽利貝塚を世界遺産にしようという動きが、かなり盛り上がった時期があったのですね。私も少しその辺りのところに携わったことがあったのですが、その後だんだんと盛り上がりがなくなっていって、このように100周年事業が始まるときに、そのような動きというのは全くないのでしょうか。その辺りをお聞きしたいのですが、そのような情報は、市では持っていないのでしょうか。

君塚文化財課長 加曽利貝塚ですが、令和3年7月に北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録されましたが、当初はその中に加曽利貝塚も含めて、関東地方も含めてという動きがあったということです。

ただ、実際にユネスコにそれを申請するに当たって、地域を絞って申請することとなってしまうと、加曽利を含めて関東地域については、その際に除かれてしまったというような経緯があって、世界遺産は実現しなかったというところです。

実際世界遺産を目指すには、加曽利貝塚単独での登録が今難しいのではないかと考えていまして、本市に限らず他都市の貝塚等と連携しながら目指す必要があると考えています。

そこで、まずは貝塚や縄文時代の遺跡を有する自治体とのネットワークづくりを今進めていまして、昨年度から「縄文シティサミット」に参加しています。これは全国の19の都市が集って、縄文文化の魅力や縄文を生かしたまちづくりを全国に発信する機会となっています。そのサミットへの参加をはじめ、市原市と

の博物館の連携協定を結んでいて、そのようなところからまずは進めていくところで考えています。

以上です。

大 濱 委 員 たしかに、やはり加曽利貝塚単独だとなかなか登録できないということはその当時もありまして、貝塚群というのがずっと東北の方まで延びていますので、それを一体として登録しようというような話もあったのですね。

何となくそのまま流れてしまって、せっかく100周年事業が今年あるわけですから、何か少し盛り上がりみたいなものがあると良いと思ったのですが、なかなか市でもそのようなことをやろうという提案はできないとは思いますが、民間から自然発生的にそういうことが行われると、100周年も非常に盛り上がると思います。その辺りのところが、今あまり手を挙げるところがないようです。市から働きかけることは無理でしょうから、やはり自然発生的に起こってくるのを待つしかないだろうけども、100周年で少し寂しいかなという気がします。20年くらい前は結構盛り上がったのですが。そのままもうずっと盛り上がらないまままでいくのかと思うと、少し寂しいかなと思ひまして、お話を伺いました。

鶴岡教育長 エールをいただきましたので、重く受け止めていただければと思います。

小 西 委 員 ご説明ありがとうございます。圧痕調査についてお聞きしてとても面白いなと思ったのですが、このように文字にされてしまうと、専門用語などが出てきて、なかなか理解が難しいので、秋祭りなどで子どもたちたくさん来ると思うので、イラストであるとか、アニメであるとか、そのような分かりやすいものでぜひこの内容を多くの子どもたちに伝えてほしいという希望になります。ご検討いただければと思います。

鶴岡教育長 見解をどうぞ。

君塚文化財課長 ご指摘のとおりかと思います。子どもたちにもやはり難しいかと思います。そのようなことも含めて、子どもたちに分かるような説明をしていきたいと思っています。

加曽利貝塚博物館は、おかげさまでボランティアの方々かなり多くいて、解説展示の協力をいただいています。小学校の団体見学に対しましては、そのボランティアの方が解説していますし、ワークシート等を作成・配布するなどして、分かりやすい展

示に努めています。

引き続き、同様に分かりやすい展示を目指して改善を進めて参ります。ありがとうございました。

議案第 1 1 7 号乃至議案第 1 6 5 号 請願・陳情について

鶴岡教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第 1 1 7 号から議案第 1 6 5 号「請願・陳情について」を議題にします。なお、藤川委員は教科用図書の作成に関係してきたことですので、本議案については、控室で待機をしていただきます。

(藤川委員、退出)

では、本件の審議の流れですが、各議案については関連があるため一括して説明を行い、審議の後、議決を行うこととします。

また、議案数が多いため、請願・陳情における願意について、事務局において、大きく 2 つのカテゴリーに分けました。このカテゴリーの中でも願意が複数に分かれています。一括で説明を行った後、それぞれの願意について予備的に採択・不採択のご審議を行いたいと存じます。

各願意については、予備的に採択・不採択の確認を行った後、事務局においてその結果を集計し、整理させていただきます。その整理した内容を踏まえて、請願・陳情の各議案について最終的な採決を行いたいと存じます。

そのような流れで審議を進めるということで、まずはよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、まずはそのように進めます。

カテゴリー①につきましては、「特定の教科書発行者に関するもの」を願意とするもので、出版会社は異なるものの、願意としては、特定の出版社について教科書を採択してほしい、または採択しないほしいという同一趣旨のものとなっています。

また、カテゴリー②につきましても、教科書を採択するに当たり、特定の内容に関するものを願意としているものとなりますので、これらを併せて説明をし、その後、採択・不採択の確認をしたいと存じます。

それでは、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 議案第 1 1 7 号から第 1 6 5 号までの議案書は、全て議案書

別冊に掲載しています。各議案につきまして整理したものを参考資料に掲載していますので、初めにそちらについて説明をします。

参考資料の1ページをご覧ください。

今回議案となる49件の請願・陳情について、その趣旨をカテゴリー別に整理したものです。大きく2つのカテゴリーに分け、さらにカテゴリーを1から10の項目に分けています。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは49件の請願・陳情の願意がどの項目に該当しているかをまとめた一覧表です。

参考資料についての説明は以上です。

それでは、本課としての見解を説明します。

1つ目のカテゴリー「特定の教科書発行者に関するもの」の1から10と、2つ目のカテゴリー「特定の内容・包括的性教育等に関するもの」の1から4について、一括して見解を述べます。

採択と対象となる教科用図書は、文部科学省の検定を合格したものであり、学習指導要領の目標を踏まえたもの、またはその理念を逸脱しない内容のものとして捉えています。

その上で、公開された会議の場において、採択権者の責任の下内容・構成が充実しており、本市の生徒の実態を基にふさわしい教科用図書が採択されるべきものと考えています。なお、採択された教科書を使用し、引き続き学習指導要領に則った指導を進めて参ります。

また、②-4の後半にある、「採用するなら、全調査員の、関連用語についての説明文をインターネットに掲載すること」についてですが、専門調査員は選定委員会の命を受けて、教科用図書の専門的な調査研究及び選定委員会に提出する資料の収集・作成を行うものであり、教育に関して豊富な経験を有し、教科用図書研究について識見を有する校長・教頭または教員のうちから、教育委員会が指名をしています。

以上でございます。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

高津委員 今、事務局の方から学習指導要領に則った指導をしているということが出ました。これは当然のことだと思いますし、今までやってこられたと思います。もちろん、今後も引き続きお願いをします。

その上で、特定の教科書の採択・不採択、それから特定の内容に関するものについては、5月の定例会でもありましたけども、審議された内容かと思います。そのとき大濱委員から発言がありましたが、今回も繰り返しになって申し訳ありませんが、採択する教科書については、千葉市の子どもにふさわしい教科書を選ぶという観点で、教科書採択の会議の場で、私たち教育委員がしっかり議論をして決定していきたいと思います。

ですので、前回と同様ですけども、今この場でこの教科書を採用してほしい、あるいは採用してほしくないという趣旨の請願については、採択することは難しいと考えます。

鶴岡教育長 そのほかはいかがですか。

小西委員 今、高津委員がおっしゃったとおり、私も同じように考えます。あと②－4の後段なのですが、包括的性教育に関する内容を記載をするのであれば、全調査員の関連用語についての説明文書をインターネットに掲載してほしいという部分に関してですが、あくまで専門調査員会というのは、設置要綱に基づいて会議体として本市の子どもたちにふさわしい教科書を選ぶための調査・研究、そして資料の収集・作成を行うことによって、選定委員会の事務を補佐するということであると思いますので、この定めを超えて、教科書の中の特定の一部の事項に関して、個別の調査員の見解とか説明を公表するということは、予定はされていないと考えます。

ですので、こちらの部分についても私は不採択でよろしいかと思います。

鶴岡教育長 そのほかはいかがでしょうか。

では、冒頭申し上げましたように、カテゴリーを2つに分けてお聞きしたいと思います。

まずカテゴリー①－1から①－10までの「特定の教科書発行者に関するもの」につきまして、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、「特定の教科書発行者に関するもの」について不採択とすることと決定します。

次に、カテゴリー②－1から②－4までの「特定の内容に関するもの」につきまして、その願意を認め、採択することに賛成の

方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、「特定の内容に関するものについて」を不採択とすることと決定をします。

以上、カテゴリー①及び②のそれぞれの願意の審議を行いましたが、全て不採択と決定をします。

それでは、最終的な議案の採決に移ります。

議案第117号から議案第165号につきまして、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

鶴岡教育長 賛成の委員はおりません。

よって、議案第117号から議案第165号を不採択とすることと決定いたします。

議案第166号 令和7年度使用中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択方針について

議案第167号 令和7年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について

鶴岡教育長 次に、議案第166号と議案第167号につきましては関連があるため、一括して説明を行い、審議の後個別で議決を行うこととします。

議案第166号「令和7年度使用中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択方針について」、議案第167号「令和7年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について」、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 議案第166号及び第167号、教科用図書採択関連の2議案について、一括して説明します。

今回、ご審議いただく2議案は、令和7年度使用中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択方針及び令和7年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により議決を求めるものです。

中等教育学校の教科用図書について、本市では、市立稲毛国際中等教育学校がこれにあたり、千葉市立中等教育学校管理規則第23条に、「教科用図書は文部科学大臣の検定を経たもの又は文

部科学省が著作の名義を有するものについて教育委員会が採択するものとする」とされています。

それでは、議案第166号「令和7年度使用中等教育学校(前期課程)用教科用図書の採択方針」から説明します。

まず、採択の対象となる教科用図書ですが、令和7年度に使用する中等教育学校(前期課程)用教科用図書です。

中等教育学校(前期課程)用教科用図書は、前回、令和3年度に採択が行われました。今回採択をお願いする中等教育学校(前期課程)用教科用図書は、「中学校用教科書目録(令和7年度使用)」に đăng載されている教科用図書です。本年度採択される教科書は、令和7年度に使用されることになります。

次に、採択の期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、使用年度の前年度の8月31日までに行われなければならないと示されていますので、この期日となっています。

「3 採択方法」については、以下の理由から、学校独自の採択は行わず、千葉市立中学校の採択する教科用図書と同一のものを使用することとします。

中等教育学校においては、これまでも千葉市立中学校と同じ教科書を利用しながら、一層発展的な学習を行うことで、その独自性を発揮して参りました。

本課としましても、中等教育学校での先進的な実践を研修会等で市内の中学校に還元していくというパイロットスクールとしての役割も期待していることから、千葉市立中学校の採択する教科用図書と同一のものを使用することとします。

次に、議案第167号「令和7年度使用千葉市立中等教育学校(後期課程)の採択方針」については、前回5月22日に採択された「令和7年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針」と同様であります。

「3 採択方法」についてですが、校長は文部科学省が取りまとめた「教科用図書編修趣意書」等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにいたします。これらの手続きを経て、選定に基づき、教育委員会が令和7年度使用教科用図書の採択を行います。

次に、「4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項」につ

いてですが、令和7年度に市立中等教育学校(後期課程)において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色及び生徒の心身の発達段階・特性を勘案し、採択を行うことになります。

最後に、これらの採択に関わる資料につきましては、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じて、採択が終了する日の翌日である9月1日以降に公開したいと考えています。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

小西委員 ご説明ありがとうございます。中等教育学校の前期課程について質問したいのですが、ちょうど中等教育学校が設立されてから今年3年目になると思うのですが、現状の教科書の使われ方というのを教えていただきたいです。

中等教育学校は比較的学力の高い子が多いと思いますが、授業の中で教科書をしっかり使って、2年ぐらいで一気にやってしまって、早めに高校の先取り学習をしているのか、もしくは中学入学当初から職員が用意したプリントなど、教科書以外のほかの教材を中心とした授業がなされているのか、現状の教科書の使われ方を分かる範囲で良いので教えていただければと思います。

八斗教育指導課長 現状の教科書の使用の仕方につきましては、稲毛国際中等教育学校では同じ英語の教科書の該当ページ、千葉市立学校と同じページにおいて、外国人教員が単独で発問だとか解説、エクササイズなど、オールイングリッシュの中で授業を展開しています。

また、数学の授業では教科書の問題を一通り終えた後、問題文の条件を一部変える、例えば教科書が、正方形を素材にしているなら、もしこれが長方形、平行四辺形など他の図形であったら、などと条件を変えるなどして、教科書の問題の素材を変えて発展的に展開している使用例があります。

また、先ほどの高校の先取りですが、英語と数学の2教科において、3年生で高1レベルの内容を学習しています。

以上です。

小西委員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 教科書を使っていないというわけではないですね。しっかり使っているということですね。

八斗教育指導課長 そうです。

鶴岡教育長 その確認をまずしなければいけないので。分かりました。

大濱委員 今回のことに関連してなのですが、通常、私立のような中高一貫校は、やはり中学3年生で高校1年生の内容の授業をやっているところが多いです。それで、結局私立ですから、大学の合格率というのは非常に気にするものですから、高校に1年生で入学したときにはもう2年生の内容をやっていて、2年生のときは3年生の内容をやって、3年生になったときにはもう受験勉強という形になっていきます。

そのようなことは私の頃から、もう50年くらい前の話ですけども、私も中高一貫校で高校編入組だったものですから、最初の1年は高校1年生と2年生のもんですけども、完全に補習授業です。ですから、編入組というのはもうほかのクラスとは全く別で、そのクラスだけで1年間で2年分をやると。そして、2年生からみんなばらばらになって内進生と一緒にあって、最終的に3年生のときにはもう受験勉強をする。

しかし、そのような受験勉強も、やはり高校3年生のときに学校がしっかりとした受験勉強をしてくれるので、それこそ塾に行かなくても十分やれるという、逆にそういったメリットもありました。私立の学校はもう50年前からそのようなことをやっているのです、考えていったらどうかとは思いました。

鶴岡教育長 ご意見という形でいいですかね。

大濱委員 はい。

鶴岡教育長 分かりました。

大山委員 ご説明の中に、中等教育学校の研修会等で市内の中学校に還元という発言があったのですが、その還元というのを、具体的にもう少し教えてほしいと思うのですが、何か具体例がありましたらお願いします。

八斗教育指導課長 市内の学校に還元していくという具体的な例ですが、既に還元している例としては、昨年度の稲毛国際中等教育学校の数学科の取組みである、数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動と、振り返りの活動の実践をまとめて、市教研中学校数学部会や、関東ブロックでその取組みを発表し、還元しています。

今後、先ほど申し上げました市教研にも積極的に参加できるような日程となりましたので、その場や、各教科の主任会の場でこの稲毛国際中等教育学校での実践が還元されることを期待しています。

以上です。

大 山 委 員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 そのほかよろしいでしょうか。ご質問もないようなので、議決に移ります。

まずは、議案第166号「令和7年度使用中等教育学校(前期課程)用教科用図書採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

続きまして、議案第167号「令和7年度使用千葉市立中等教育学校(後期課程)の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

それでは、藤川委員に再度入場してもらいます。

(藤川委員、再入場)

議案第168号 令和7年度千葉市立千葉高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

鶴岡教育長 続きまして、議案第168号「令和7年度千葉市立千葉高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

松田教育改革推進課長 議案第168号「令和7年度千葉市立千葉高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものです。

議案書17ページをご覧ください。

公立高等学校の入学選抜は、千葉県主導で行われます。つきましては、市立高校についても基本的に県にならうこととなります。

昨年度からの主な変更点としましては、募集定員のところから市立稲毛高等学校が削除されたことです。これは、令和7年度から市立稲毛国際中等教育学校の後期課程が始まることによって、市立稲毛高等学校単独での募集が行われないためです。その他は日程などの修正で、本市独自の変更はありません。

このほか、入学選抜の実施に関して必要な事項については、

「5 その他」にありますように、令和7年度千葉市立千葉高等第1年次入学者選抜要項に定めることとします。

説明は以上です。

鶴岡教育長 それでは審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。
ご質問はないようですので、議決に移ります。

議案第168号「令和7年度千葉市立千葉高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第169号 令和7年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について

鶴岡教育長 続きまして、議案第169号「令和7年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について」、教育支援課長、説明をお願いします。

保田教育支援課長 議案の説明の前に、議案書の修正をお願いしたいと思います。

議案書33ページの「6 追選考」の「（1）受検資格及び手続」、ここの3行目に「本選考を一部でも受検した者は、追選考を受検することができない」と書かれておりますが、この部分が削除となります。誠に申し訳ございませんが、修正をお願いします。

では、議案第169号「令和7年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について」説明します。

本議案は、令和7年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものです。

それでは、議案書27ページをご覧ください。

「1 応募資格」ですが、知的障害を有する者が志願できます。また、高等特別支援学校は療育手帳が必要であり、軽度知的障害の生徒を対象とすることから、応募資格を「公共交通機関等を利用して通学できる者」としています。高等特別支援学校の入学定員は32名、養護学校高等部は特に定員を定めていません。

続いて28ページ、3（4）です。養護学校高等部の出願は、令和7年1月30日（木）から2月10日（月）です。

29ページ、4（1）の入学者選考日は、令和7年2月18日

(火)及び19日(水)のいずれか一日とし、検査・面接等を行い、総合的に審査いたします。

続いて31ページ、3(4)高等特別支援学校の出願は令和6年12月2日(月)から12月4日(水)までです。

33ページ、5(1)の入学者選考日は、令和7年1月9日(木)及び10日(金)とし、作業能力検査・学力検査・運動能力検査・面接を行い、総合的に審査いたします。高等特別支援学校に不合格となった生徒の進路の多くは、居住地に応じて千葉市立養護学校高等部や県立千葉特別支援高等部へ入学していますが、県立や私立等の高等学校へ進学する生徒もいます。

両校とも高等学校の入試に準じて、29ページの5、33ページの6に記載のとおり、選考日当日に感染症罹患等やむを得ない理由により受験することができなかった者に対応するため、追選考日を設定しています。

最後に、資料にはございませんが、高等特別支援学校の直近3年間の志願者倍率の状況は、令和3年度実施で1.69倍、令和4年度実施で1.38倍、令和5年度実施で1.03倍となっております。また、養護学校の3年間の受検者数は、同様に54人、54人、45人となっています。

説明は以上になります。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

小西委員 ご説明ありがとうございます。最初に訂正の説明があった部分なのですが、これがなぜ削除されたのか理由が知りたいです。お願いします。

保田教育支援課長 追選考の修正の理由についてですが、県の特別支援教育課との調整のため、本年度高等学校と合わせる形ということで、このような記述が高等学校と合わせて削除されたと聞いています。高等学校は昨年度から変更していたので、それに準じたということになります。

小西委員 実際、本選考を一部でも受検してしまうとだめなのですか？

保田教育支援課長 今まではそうだったのですが、この受検から、本選考を一部受けていても追選考を受検できるような形になったところです。

小西委員 そうなのですね。分かりました。

鶴岡教育長 ほかにご質問もないようなので、議決に移ります。

議案第169号「令和7年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について」を、修正を含めて原案

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長　以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆さん、ここまででその他としてご意見、ご質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

鶴岡 教育長 次に、報告第４号に係る審議に移りますが、以降の審議については非公開となりますので、傍聴人の方はご退室を願います。

鶴岡教育長 改めまして審議を再開します。

教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に係る報告をお願いします。

報告第４号「職員の人事について」、教育職員課長、説明をお願いします。

川島教育職員課長 報告第4号「職員の人事について」説明します。

職員の人事につきましては、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長をして臨時に代理させ、処理を行いましたので、報告します。

千葉市立幕張中学校教頭、●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●、令和6年7月1日付けで教育総務部企画課管理主事、砂川拓を幕張中学校教頭として発令いたします。

報告は以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

第7回定例会は、7月17日 水曜日 午後2時からとした。

鶴岡教育長より閉会を宣言